様式第７号（第10条、第22条、第29条及び第38条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓐ及び技術基準適合認定番号又は記号Ⓣ及び設計認証番号を付加したものとする。

［図略］

［注１～４　略］

端末機器の種類	記号
一　第３条第１項第１号に掲げる端末機器	G
二　第３条第１項第２号に掲げる端末機器	H
三　第３条第１項第３号に掲げる端末機器	P
四　第３条第１項第４号に掲げる端末機器	Q

様式第十五号（第45条関係）

登録申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

電気通信事業法第68条の３第１項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

［１～４　略］

［注１　略］

２　修理の方法の概要には、修理の箇所（表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、ボタン、差込み口、コネクタ、バイブレータ及び電池等）について記載すること。なお、修理する特定端末機器の認証設計又は届出設計に合致するよう修理を行う場合は、修理の箇所のほか、その旨を記載すること。

［３・４　略］

様式第７号（第10条、第22条、第29条及び第38条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓐ及び技術基準適合認定番号又は記号Ⓣ及び設計認証番号を付加したものとする。

［図同左］

［注１～４　同左］

端末機器の種類	記号
一　第３条第１項第１号に掲げる端末機器	A
二　第３条第１項第２号に掲げる端末機器	E
三　第３条第１項第３号に掲げる端末機器	F
四　第３条第１項第４号に掲げる端末機器	B
五　第３条第１項第５号に掲げる端末機器	C
六　第３条第１項第６号に掲げる端末機器	D

様式第十五号（第45条関係）

登録申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

電気通信事業法第68条の３第１項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

［１～４　同左］

［注１　同左］

２　修理の方法の概要には、修理の箇所（表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、ボタン、差込み口、コネクタ、バイブレーター及び電池等）について記載すること。なお、修理する特定端末機器の認証設計又は届出設計に合致するよう修理を行う場合は、修理の箇所のほか、その旨を記載すること。

［３・４　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第二条中端末設備等規則第三十二条の二十三に一項を加える改正規定及び同令第三十二条の二十四の改正規定は令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の端末設備等規則の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であって、この省令の施行の日前に電気通信事業法（以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの技術基準については、なお従前の例によることができる。

第三条　この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（以下「旧規則」という。）第三条第一項各号に掲げる端末機器に付されている旧規則様式第七号による表示は、なお従前の例による。